

# 改正憲法施行までのタイムスケジュール

※ 先議の議院が衆議院の場合

## STEP 01 》【衆議院】

- (1) 憲法改正原案の発議（衆院議長に提出へ提出）
  - ・ [議院提出] 議員が憲法改正原案を発議するには、議員100人以上の賛成を要する。  
先議が衆議院の場合は、議員50人以上の賛成を要する。
  - ・ [審査会提出] 憲法審査会は、会長を提出者として、憲法改正原案を提出できる。
  - ・ 憲法改正原案は、緊急事態条項創設、9条改正など個別に発議する。
- (2) 憲法審査会における審査
  - ・ 出席委員の過半数の賛成で**可決**。
- (3) 本会議での可決・修正
  - ・ 総議員の2/3で**可決**。参議院へ送付

否決

廃案

## STEP 02 》【参議院】

- (1) 本会議趣旨説明・質疑
- (2) 憲法審査会における審査
  - ・ 出席委員の過半数の賛成で**可決**。
- (3) 本会議での可決・修正
  - ・ 総議員の2/3で**可決**。修正の場合は衆議院の同意、または、両院協議会の出席員の2/3以上の賛成で成案成立後に衆参本会議で**可決**。

否決

STEP 03 発議  
国民への提案

両議院議長が官報に告示

STEP 04 》期日の議決 告示

国会で憲法改正の発議がされると、国民投票期日の議決と告示が行われる。  
国民投票は発議から60日から180日の間のいずれかの日に行われる。



STEP 05 》広報・周知

国会「国民投票広報協議会」が設置され、「広報」を作成して国民に配り、テレビや新聞でも周知します。

STEP 06 国民投票運動

国民投票運動は原則自由



STEP 07 投票

18歳以上の者に投票権



STEP 08 開票

有効投票数の1/2超の賛成で  
憲法改正承認

半数以下の賛成の場合

廃案

STEP 09 憲法改正の成立 公布

天皇が国民の名において  
改正された憲法を公布

STEP 10 改正日本国憲法施行